

# 医療機関勤務環境評価 センター並びに愛知県 への指定申請について

2022/9/27 愛知県医療勤務環境改善支援センター

医療労務管理アドバイザー

森本社会保険労務士事務所代表

森本智恵子



# 医療機関勤務環境評価 センターのホームページ

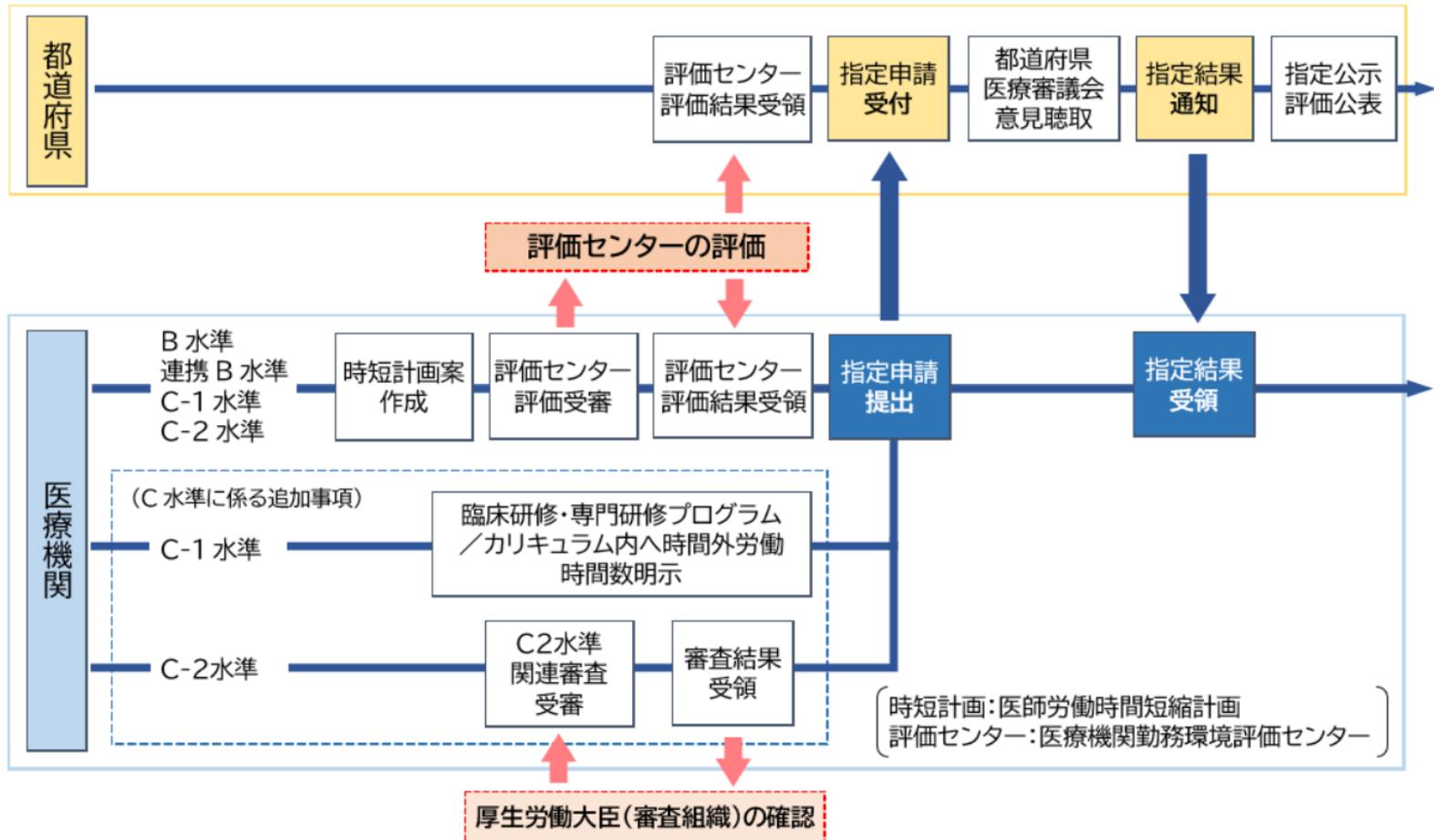
9月16日公開

<URLリンク>

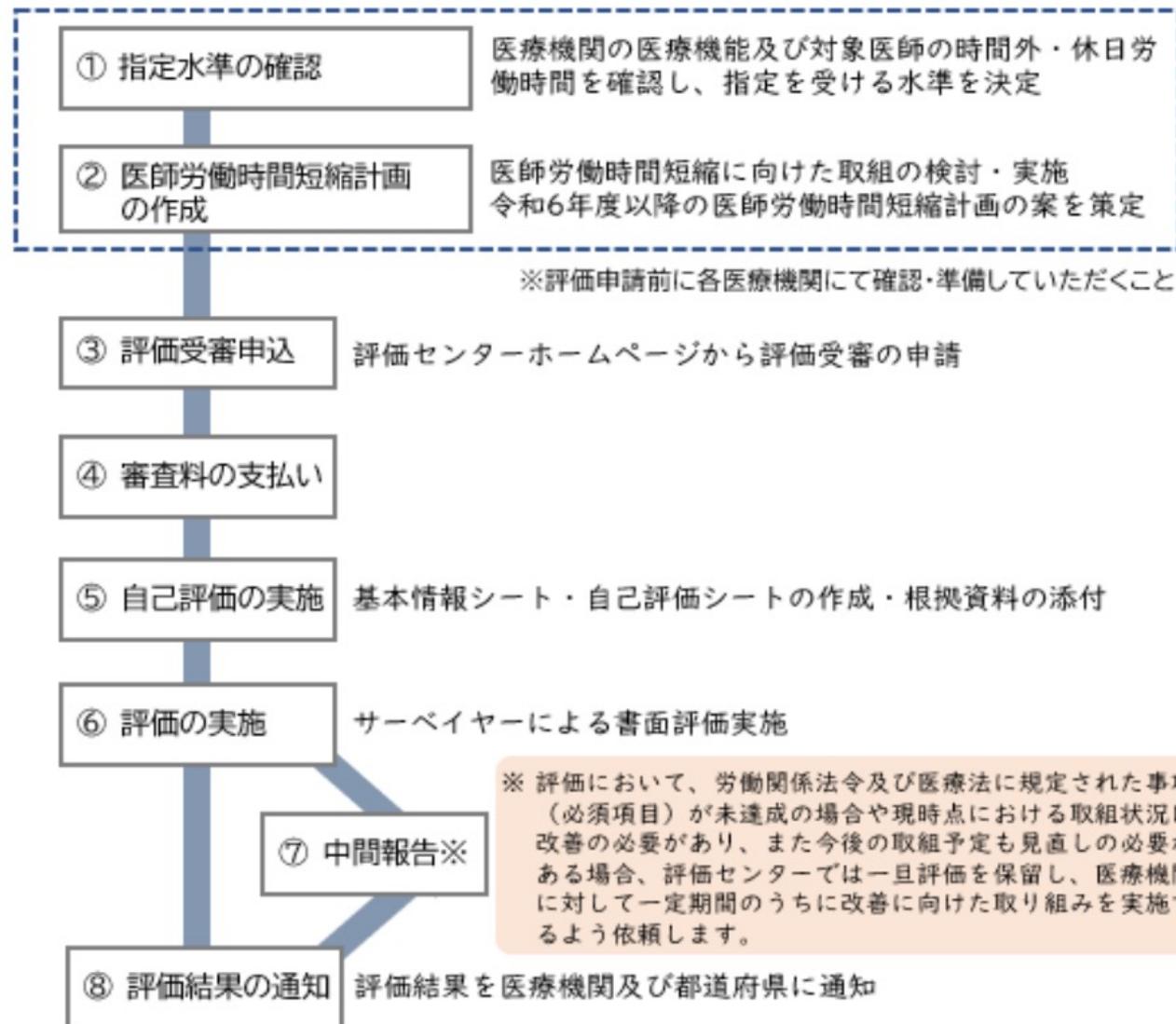
<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

評価受審の受付開始は10月中を予定

# B・連携B・C-1・C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の流れ



# 評価センターの評価受審申込から評価結果通知までの流れ



# 評価方法について

## ▶ 書面評価について

令和6年度（2024年4月）から特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関の初回の評価は、原則書面

## ▶ 評価の頻度について

医療法では、B・連携B・C水準の対象医療機関としての都道府県による指定の有効期間を3年

都道府県は、指定の際に評価結果を踏まえる必要がありますので、評価は3年に1回 受審

# 評価結果について

各評価項目の判定結果を踏まえ、全体評価を行います。労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須項目）をすべて満たしたうえで、労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組、労働時間の実績を踏まえて評価を行います。

また、全体評価は、評価項目の達成状況に応じて定型的な文言で表現されます。

1	2		3
労働関係法令及び 医療法に規定された事項 (※1)	1以外の労務管理体制や 労働時間短縮に向けた取組		労働時間の実績 (※2)
全てを満たす	評価時点に おける取組状況	今後の取組予定	改善している
	十分	十分	
	改善の必要あり	十分	改善していない
改善の必要あり	見直しの必要あり		

※1：労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）に改善が必要な場合は評価保留とする。

※2：具体的には、B・連携B・C水準が適用されている医師の水準ごとの平均時間外・休日労働時間数や、最長時間外・休日労働時間数、実際に年間の時間外・休日労働時間数が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討する。

# 評価結果について

## 【定型的な文の例】

- ➡ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる
- ➡ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない
- ➡ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる
- ➡ 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である

# 評価結果について

- 評価結果は、評価を受審した医療機関に通知するとともに、当該医療機関の所在地の都道府県にも通知
- 特例水準の指定を受けるには、別途、医療機関が都道府県へ指定申請を行う必要あり
- 都道府県は、評価結果を医療機関への支援内容及び地域医療提供体制の検討に活用するとともに、都道府県がB・連携B・C水準の対象医療機関の指定の際の判断材料とする
- 都道府県は、最終的なB・連携B・C水準医療機関指定の指定結果を申請医療機関へ通知。その後、都道府県が指定結果の公示と評価結果の公表

# 中間報告について

- 評価において、現時点における取組状況に改善の必要があり、かつ今後の取組予定も見直しの必要がある場合や労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）が未達成の場合、評価センターでは一旦評価を中断し、医療機関に対して、サーベイヤーの助言とともに該当項目の達成に向けた取組の実施を依頼します
- 中間報告を受けた医療機関は、必要に応じて医療勤務環境改善支援センターの支援を受けるなど、一定期間のうちに該当項目の達成に向けた取組を進めていきます。評価センターは医療機関からの改善報告を受けて、評価手続きを再開します

# 評価受審申込に当たっての留意事項

## ▶ 1. 作成いただく資料について

初回は原則として書面による評価。医療機関は、基本情報を記載する「基本情報シート」と評価項目ごとの自己評価を記載する「自己評価シート」を作成。自己評価シートには、評価項目ごとの自己評価と併せて現在の取組状況、根拠となる資料ファイルを添付。

資料ファイルには該当箇所が分かるようにコメントの記載

## ▶ 2. 医師労働時間短縮計画について

令和6年度（2024年4月）以降の医師労働時間短縮計画の案を作成

評価項目のうち、現時点で達成していなくても具体的な実施時期を定め、取組を進めている場合にはその内容を医師労働時間短縮計画に記載

# 評価受審申込に当たっての留意事項

## ➤ 3. 必須項目について

評価において、労働関係法令及び医療法に規定された事項に係る項目（必須項目）に未達成の項目があると、評価センターは評価を一旦中断し、サーベイヤーからの助言とともに一定期間のうちに当該項目を改善するよう医療機関に依頼

## ➤ 4. 評価結果の通知について

お申し込みから評価結果を通知するまでの期間は4か月程度

## ➤ 5. 都道府県への指定申請について

医療機関に対する特定労務管理対象機関（B・連携B・C-1・C-2水準）の指定は都道府県が行う。評価センターの評価を受けた後、都道府県へ指定申請必要

# 評価実施について

## ➤ 1. サーベイヤーによる評価

医療サーベイヤー・労務管理サーベイヤーは、医療機関から提出された①基本情報シート・②自己評価シートを確認し、評価を行う

## ➤ 2. 中間報告

評価において、①現時点における取組状況に改善の必要があり、かつ②今後の取組予定も見直しの必要がある場合や③労働関係法令及び医療法に規定された事項（必須項目）が未達成の場合

⇒評価センターでは一旦評価を中断

⇒医療機関に対して、サーベイヤーの助言とともに該当項目の達成に向けた取組の実施を依頼

# 評価実施について

## ➤ 3. 訪問評価・Web会議システムによる評価

中間報告を受けた医療機関が該当項目の達成に向けた取組を実施し、評価センターに改善報告

⇒評価センターでは評価手続きを再開

中間報告後に評価を再開した場合についても基本的には書面評価を予定していますが、サーベイヤーが直接関係する資料を確認し、医療機関の担当者からの説明を受ける必要があると判断した場合は、Web会議システムによる評価又は訪問評価を実施。

## ➤ 4. 評価結果の通知

最終的な評価が確定すると、評価センターから医療機関宛てに評価結果を通知。また、この評価結果は、評価センターから受審医療機関が所在する都道府県にも通知されます

# よくあるQ & A

- ▶ 面接指導実施医師が産業医の場合の講習について  
⇒産業医の場合であっても、面接指導実施医師が受講しなければならない講習を修了しなければならない
- ▶ 面接指導実施医師になれる範囲について  
⇒直属の上司にならないように配慮いただくのと、勤務する医療機関の管理者はN G
- ▶ C-2水準の「技能研修計画」及び「医療機関申請書」の様式について  
⇒「令和4年4月1日付け医政発0401第31号厚生労働省医政局長通知」により既に様式が出ております

# よくあるQ & A

- 指定後に愛知県へ年1回提出いただく医師の労働時間短縮計画については、県で確認をし必要な支援があります
- 県から評価センターへ労働時間短縮計画を提出することはありません
- 3年に1回、指定更新の手続きを医療機関にて行っていただくこととなります
- 勤務間インターバルや連続勤務時間制限、追加的健康確保措置にかかるモデル就業規則の情報については厚生労働省が作成中のため出来次第提供がある予定です

# 講師プロフィール

16



## 【氏名】

森本社会保険労務士事務所 代表 森本 智恵子

## 【プロフィール】

大学卒業後、税理士事務所にて監査を担当し、出産後育児・介護をしながら会計事務所では企業のアウトソーシング部門を担当。社会保険労務士事務所では社会保険労務士として手続から相談・役所折衝を担当。10年以上にわたり経営者や管理職の「困った」や悩みの相談を受け、また一方で中間管理職の悩みや長時間労働の苦しみも自身が体験してきたことから2016年5月森本社会保険労務士事務所開所時より経営者と従業員がWIN-WINになる「人財教育」に力を注いできた。現在までに1,000人以上に法律、マナーやハラスメント、女性活躍推進に関する研修をおこなう他、医療機関のPDCAコンサル・相談業務、働き方改革プロジェクト主任コンサルタントとしても活動。リズム感のある話し方と受講者を巻き込む内容で「わかりやすい」「事例が豊富」「ストーリー性がある面白い」との評価をいただき、リピーター多数。学生の教育にも積極的に関わっている。

## 【講演、研修実績】

厚生労働省、中部経済産業局、ヒューマンアカデミー、全国公益法人協会、日本農村医学会学術総会、愛知県医師会、愛知県産婦人科医会、愛知県看護協会、愛知県社会保険協会、愛知県医療勤務環境改善支援センター、医療機関（大学病院、公立病院等）、企業、高校専門学校他

## 【担当/得意分野】

ハラスメント、行動力アップ、部下教育、法律等

## 【その他】

愛知県産婦人科医会会報寄稿、全国公益法人協会寄稿「いきサポ愛知」寄稿、愛知県社労士会50周年記念座談会参加 社会保険労務士、碧南市公平委員会委員就任、AFP、愛知県医療勤務環境改善支援センター医療労務管理アドバイザー、日本プロフェッショナル講師協会会員



日本プロフェッショナル講師協会  
Japan Professional Instructors Association